

# 第 3 7 6 回 常任会議員会 議事録

1. 日 時

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日 1 3 時 3 0 分

2. 場 所

佐賀市「佐賀県自治会館」

3. 議 案

- (1) 農地法第 4 条の規定による諮問について
- (2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 報告事項等

- (1) 平成 2 4 年産米の市町別の生産数量目標について
- (2) 会計実地検査の視点と今後の対応について
- (3) その他

5. 出席者

○常任会議員

馬 郡 修	舩 津 和 正	徳 安 輝 雄	前 間 源 吾
貝 原 敏 正	中 川 恵 次	古 館 義 純	山 口 友 三 郎
中 島 昇	江 頭 義 太	森 和 義	江 川 壽 一
宝蔵寺 博	高 柳 勉		

(計 1 4 人)

○県農山漁村課

中 村 副課長	山 本 係 長	藤 川 主 査	石 丸 主 査
吉牟田 主 事			

○佐賀市農業委員会

竹 下 係 長	梅 原 主 任
---------	---------

○事 務 局

林 局 長	北 川 次 長	田久保 主 事
-------	---------	---------

6. 議 長

馬 郡 修

## 議 事

事務局	<p>只今より第376回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>会則第41条の2の3項により、定足数については会則第33条の規定を準用することとなっています。</p> <p>議員の総数18名中、只今の出席者14名で過半数に達していますので、常任議員会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>続きまして、馬郡会長よりご挨拶をお願いします。</p>
〇〇議員	<p>その前に、お訪ねしたいことがあります。</p> <p>2号議員、4号議員は、それぞれどなたでしょうか。</p>
事務局	<p>2号議員は〇〇様、4号議員は〇〇様です。</p>
〇〇議員	<p>先日、JA中央会とJAさがで役員の異動があったことをご存じかと思います。ならば、2号議員は〇〇氏で、JAさがから選出される4号議員は〇〇氏ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>このことについて、4号議員は、農業委員会法第41条第2項第4号により、農業協同組合から推薦された理事または経営管理委員が議員に就任することになっています。</p> <p>今回の場合は、JAさがから〇〇前組合長、今の副組合長の推薦を解く旨の申し出がございませんので、〇〇副組合長に4号の常任議員として引き続き就いていただいております。</p>
〇〇議員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>それでは、改めて馬郡会長よりご挨拶をお願いします。</p>
馬郡会長	<p>今年も、あと数日となりました。今年も、3月11日の東日本大震災が大きな出来事でした。1万9千人以上の方々が亡くなり、37万人以上の方々が避難を強いられました。さらには、原発事故も発生し、風評被害や除洗作業に苦慮しています。</p>

被災地の一刻でも早い復興を願っています。

事務局

ありがとうございます。

それでは議事に進みますが、農業会議会則第41条の2の第3項の規定に基づき、議長を馬郡会長にお願いします。

議長

それでは、只今から議事に入ります。議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員、〇〇の〇〇会議員にお願いします。

農地法第4条及び第5条の規定による諮問について一括上程します。諮問の内容について県農山漁村課及び佐賀市農業委員会よりご説明をお願いします。

県農山漁村課

(転用用途別件数並びに転用田畑面積について、12月分の農地法諮問調書集計表により説明。)

引き続き、農地法第4条及び第5条関係の規程による諮問案件について説明いたします。

今月は、農地法第4条関係14件、農地法第5条関係21件、うち2,000㎡以上が2件、合計35件でございます。

農地法第5条案件につきまして、担当より説明いたします。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用については、諮問調書の1～2ページのとおりであります。申請地は市街地化が著しい第3種農地であり、許可相当と判断しております。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の障害者支援施設拡張については、諮問調書の3～4ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地で、周辺の他の土地では事業の目的を達成することが困難であるため、許可相当と判断しております。

諮問調書の5～6ページに、2,000㎡未満の案件を掲載しております。2,000㎡以上の案件と合わせて、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

今月の佐賀市の諮問案件は、農地法第4条関係3件、農地法第5条関係6件、うち2,000㎡以上の案件は1件、合計9件でございます。

農地法第5条関係、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用については、諮問調書の9～10ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地で、周辺の他の土地では事業の目的を達成することが困難であるため、許可相当と判断しております。

諮問調書の11～12ページに、2,000㎡未満の案件を掲載しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 2,000㎡以上の案件について、一件ずつ審議を行いたいと思います。  
農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇会議員 申請地では、都市下水道は整備されているのでしょうか。

県農山漁村課 申請地では、都市下水道は整備されていません。合併処理浄化槽で処理される計画であります。

〇〇会議員 県農山漁村課がおっしゃったとおり、申請地周辺はまだ下水道の整備はされていません。  
〇〇で下水道が整備されているのは、〇〇駅周辺ぐらいです。

議長 他に意見・質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

続いて、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の障害者支援施設の拡張について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇会議員 土地代金は、10アールあたり1,814千円とのことですが、この価格は周

辺にある畑や山林と同じでしょうか。

県農山漁村課 土地代金については、このあたりの土地の平均価格とのことですよ。

〇〇会議員 周辺にある山林の具体的な土地代金はお解りでしょうか。

県農山漁村課 そこまでは、わかりません。

〇〇会議員 それから、この施設は、〇〇から補助を受けているのでしょうか。

県農山漁村課 補助は受けてないと聞いています。

議長 他に意見・質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の障害者支援施設の拡張については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の条件付分譲住宅への転用について、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

議長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見をお伺いいたします。

ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会議員一同 (異議なし)

議長

2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようございませぬので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係14件及び第5条関係21件、合わせて35件について諮問のとおり許可を相当として知事へ、同じく農地法第4条関係3件、第5条関係6件、合わせて9件について諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に、それぞれ諮問のとおり許可を相当として答申いたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、報告事項等としまして、「平成24年産米の市町別の生産数量目標」「会計実地検査の視点と今後の対応」「その他」以上3点について説明いたします。

（「平成24年産米の市町別の生産数量目標」について、資料1にて説明。平成24年産米の全国生産数量目標は793万トン、県全体の生産数量目標は141,300トンである。）

（「会計実地検査の視点と今後の対応」について、資料2にて説明。検査の視点は、農業委員の報酬に見合った活動の確認や農地法等に基づく法令業務の透明性の確保、農地の利用状況調査の確実な実施。今後の対応として、農業委員の活動記録の整備が挙げられる。）

説明は以上ですが、皆様方から意見等ないでしょうか。

〇〇会議員

平成24年産米の各都道府県及び県内の市町別の生産数量目標を説明されましたが、この生産調整の配分を守らなかった場合、自治体へペナルティが科されるのでしょうか。

事務局

生産調整でのペナルティに関して、科されることはありません。

〇〇会議員

配分を守ったところが馬鹿を見ることがないよう、配分を守らないところへのペナルティは科さないといけないのではないかと思います。

事務局 私どもとしても、県を通じた農業施策に関する要望において、生産数量目標の配分を守ったところには、それなりの配慮をお願いしたところであります。

〇〇 会 議 員 生産調整について、多いところでは60%の転作を求められており、できるだけそれを守るようにしていますが、多めに転作したなら、その分翌年は多めに米を生産してもいいよう、国も理解してほしいと思います。

〇〇 会 議 員 「米を売る自由、作る自由」という言葉がありましたが、その言葉は今でも生きているのでしょうか。

事務局 食管法改正時にその言葉がでてきており、その後改正がされてないことから、その言葉は否定されてないと思います。

〇〇 会 議 員 原則的に作る自由を認めている一方で、「これ以上作ってはいかん」ことではありますが、秩序を守らないところにはペナルティを与えることもありかと思えます。

事務局 農業者戸別所得補償制度で、米の所得補償交付金については生産調整に協力された方が対象となっており、戸別所得補償に加入できないという点でペナルティではないかと思えます。

〇〇 会 議 員 会計検査について、私どものところでは農業委員手帳の提出を求められました。現地調査等の記録をしていたのですが、そこまで求められていることを実感しています。

〇〇 会 議 員 農業委員の活動記録について、各市町でどうなっているのか、農業会議は確認されているのでしょうか。

事務局 そこまでは、確認しておりません。

〇〇 会 議 員 私どものところでは、月一回の総会時に必ず活動記録の提出を求めています。活動記録を確認して、活動ができていない人には活動を行ってもらおうよう指導しています。

また、12月の総会時には、来年以降どういった活動をしないといけないのか

ということを考え、農業委員活動の充実を図っています。

それなりに委員報酬を頂いている以上、しっかり活動をしなさいといけませんし、町長と話をした時も、町長から「どんどん活動していただきたい。」と言われました。

事務局

「農業委員活動記録セット」の購入については、農地円滑化でも対応できますので、よろしく願いいたします。

他にご意見等ないでしょうか。

会議員一同

(意見・質問等なし)

事務局

意見等ないようでしたら、これをもちまして常任会議員会議を終了いたします。

15時00分